

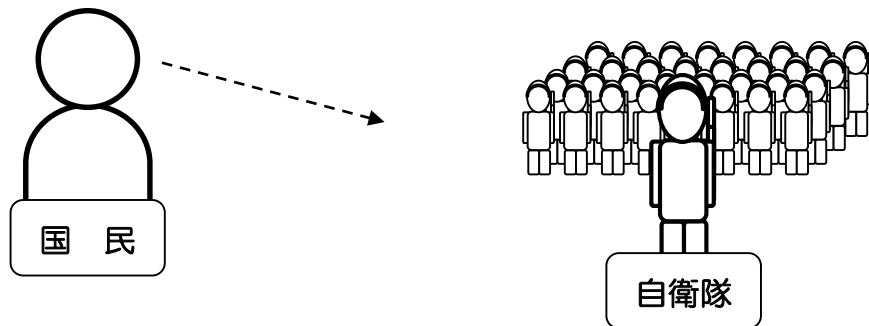
⑬ 自衛隊員倫理規程

1 自衛隊員倫理規程の遵守の必要性及び概要

(1) 自衛隊員倫理規程の遵守の必要性

自衛隊員倫理規程の遵守は、

- 自衛隊員は国民全体の奉仕者であり、その職務は国民から負託された**公務であること**
- このような公務を遂行するに当たっては、職務執行の公正さに対する**国民の疑惑や不信を招くような行為の防止**を図り、もって公務に対する**国民の信頼を確保**すること
という点から、必要不可欠なものなのです。



(2) 自衛隊員倫理規程の概要

ア 自衛隊員倫理規程における**利害関係者とは、**（第2条）

- 許認可等を受けて事業を行っている事業者等又は個人
- 補助金等の交付の対象者となっている事業者等又は個人
- 不利益処分の相手方となる事業者等又は個人
- 行政指導により、現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は個人
- 防衛省・防衛装備庁との間において契約を締結している事業者等

などであり、過去3年間に就いていたポスト（官職）の利害関係者も当該職員の利害関係者とみなされます。

イ 自衛隊員倫理規程に記載されている**禁止行為**(ア) **利害関係者**との間における禁止行為（第3条）

- 金銭、物品又は不動産の贈与を受けること
- 金銭の貸付けを受けること
- 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること
- 無償で役務の提供を受けること
- 未公開株式を譲り受けること
- 供応接待を受けること
- 共に遊技又はゴルフをすること
- 共に旅行をすること
- 第三者に前に掲げる行為をさせること

(イ) **利害関係者以外の者等**との間における禁止行為（第5条）

- 社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待・財産上の利益の供与を受けること
- 自己の物品・不動産の講入等を居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせること（いわゆる「つけ回し」）

(ウ) 特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止（第6条）

(エ) 倫理の保持を阻害する行為等の禁止（第7条）

- 違反行為によって得た利益を享受すること
- 違反行為が疑われる行為に対して虚偽の報告をしたり隠蔽すること

ウ 自衛隊員倫理規程に記載されている**届出・報告**

(ア) 利害関係者と共に飲食する場合の届出（第8条）

自己の飲食に要する費用が1万円を超えるとき

(イ) 利害関係者からの依頼による講演等・出版物へ寄稿等に関する届出（第9条）

利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて行うとき

(ウ) 贈与等の報告（第11条）

- a 対象人員：行（一）5級、研究職4級相当・3佐以上の隊員
- b 対象内容：1件につき5千円を超える事業者等からの贈与（物品等の供与、飲食の提供）、講演・出版物寄稿の報酬や無償の役務提供等を受けたとき

※ 倫理行動基準は、131ページに記載しています。

⑬ 自衛隊員倫理規程

2 過去の違反事例

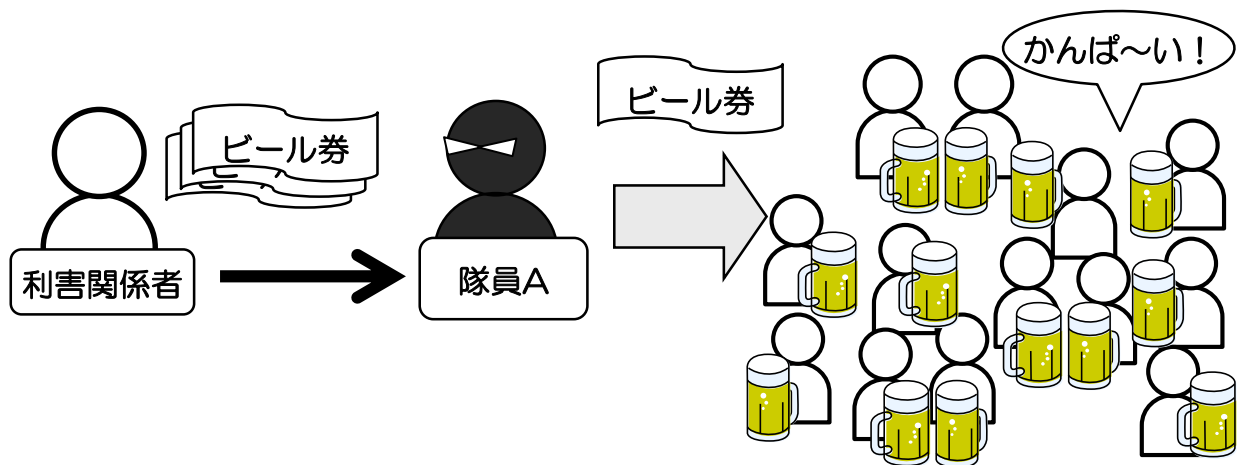
事例1：利害関係者からの贈与（ビール券）受け

【概要】

利害関係者（隊員の職務に利害関係を有する者）から贈与を受けたビール券を保管していた隊員Aは、所属部署が催した懇親会において、そのビール券を使用しました。

その結果、隊員Aは、懲戒処分（戒告）となりました。

この事例は、自衛隊員倫理規程において禁止行為とされている、利害関係者から金銭、物品等の贈与を受けることに該当しています。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
<u>利害関係者からのビール券の贈与受け</u>	自衛隊員倫理規程第3条第1項第1号（禁止行為）

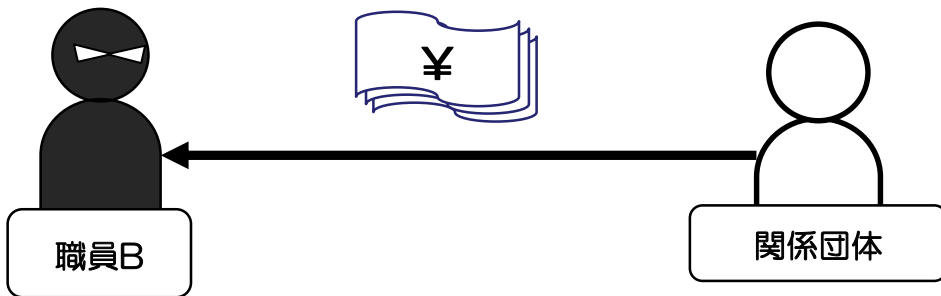
⑬ 自衛隊員倫理規程

事例2：公務として実施した講話に対し、関係団体等から謝礼等を受領

【概要】

隊員Bが、公務として実施した講話等に対し、謝礼を受領し、利害関係者以外の関係団体から、財産上の利益の供与を受けました。

このため、隊員Bは、懲戒処分（戒告）となりました。



※ 隊員の分限、服務等に関する訓令第10条第2号

「職務に関して贈物又は謝礼を受けてはならない。」とあり、上記事案は、懲戒処分になります。

【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
公務等として実施した講話等に対し謝礼を受領	隊員の分限、服務等に関する訓令第10条第2号 (隊員の遵守事項)
	自衛隊員倫理規程第5条第1項 (利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

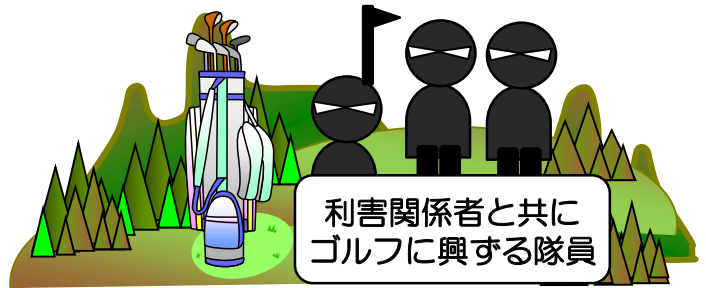
⑬ 自衛隊員倫理規程

3 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

(1) 自衛隊員倫理規程に定められた禁止行為のうち、特に注意すべきものを以下に記述します。

ア 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること（自衛隊員倫理規程第3条第1項第1号）

イ 利害関係者と共に遊技（マージャン、パチンコ等）又はゴルフをすること（自衛隊員倫理規程第3条第1項第7号）



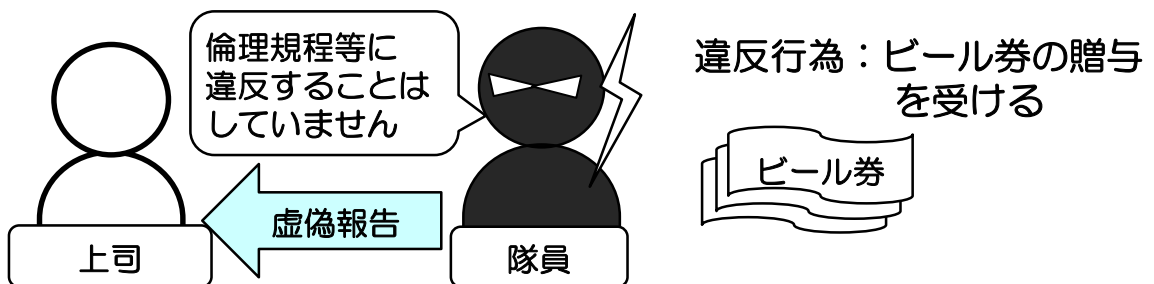
ウ 宴会代の一部を支払った上で（※）利害関係者が催す宴席に参加すること（自衛隊員倫理規程第3条第1項第1号「贈与」及び第6号「供应接待」）

※ 差額分は贈与と見なされ、贈与を受けることは禁止行為です。

→ 一例：1人当たり4,100円のところ、4,000円支払い

エ 国が過半数を買い入れる書籍における監修又は編さんに対し報酬を受けること（自衛隊員倫理規程第6条）

オ 上司に対し、自分が倫理法等に違反する行為を行った疑いがあると思われる事実について、虚偽の申述等を行うこと（自衛隊員倫理規程第7条第2項）



⑬ 自衛隊員倫理規程

(2) 利害関係者に該当しない事業者等であっても、これらの行為は行ってはいけません。

ア 社会通念上相当と認められる程度を超えて(※)、**供応接待・財産上の利益の供与を受けること**

イ いわゆる「つけ回し」をすること

※ 「社会通念上相当」と認められる判断のポイント

主として以下のような点を総合的に勘案して判断することとなります。

・ **利益供与の原因・理由**

(原因・理由に相当性(透明性が確保された方法で利益が供与されたもの、儀礼的な会合に招待されて職務として出席したもの等)が認められるか)

・ **利益供与の対象者の範囲**

(対象者が自衛隊員のみなのか、広く一般に供与されるものなのか)

・ **利益供与の額**

(額が高額すぎないか)

・ **利益供与の頻度**

(利益供与を繰り返し受けていないか)

・ **利益供与の相手との関係性**

(例えば、現時点では利害関係がないとしても、頻繁に契約の相手方となっているなど、国民の疑惑や不信を招くような近しい関係はないか)

(3) 利害関係者が主催する立食パーティーの招待を受けた場合、国民の疑惑や不信を受けるおそれがないか確認するための留意事項

ア 透明性・公開性が確保されているか

- ・ 共通の利害関係を有する企業のみになっていないこと
- ・ 公選の職にある者、学識有識者など防衛省との間の契約により直接利益を得ない者が招待されていること
- ・ 報道機関が招待されていること、又は、立食パーティ内容が広く公表されること

イ 隊員だけの事項がないか

- ・ 隊員のみ会費が無料となっている
- ・ 隊員のみ記念品などの物品が贈与される等

4 その他

具体的な禁止行為や許容範囲については、人事教育局が発出している教育資料等を活用してください。

違反行為を見かけたら倫理法等違反通報窓口(倫理ホットライン)に通報してください。